

令和4年5月6日

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、最後のお預け入れまたは払戻しから2年以上ご利用がなく、残高が一定金額未満の口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただき、お届け住所あてにご案内を差し上げたうえで「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、口座残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいたうえで、口座を解約させていただきます。

常日頃から入出金および口座振替等のお取引のある口座は手数料の対象となることはございません。

手数料名称	未利用口座管理手数料
手数料額	年間1, 200円（消費税別）
対象となる預金口座	令和4年7月1日以降、最終ご利用（入金または出金）日から2年間以上お取引がない普通預金口座・貯蓄預金口座。 *無利息型普通預金口座、総合口座は除きます。 *お取引には通帳記帳、該当口座に対する利息付与および本手数料の引落しは含みません。
対象外預金口座	次の口座は対象となりません。 ・当該口座に10,000円以上の残高がある場合 ・同一店舗において通知預金、定期性預金、出資金、預かり資産等のお取引がある場合 ・同一店舗において融資取引がある場合
未利用口座の取扱い	・対象のお客さまには、お届けの住所あてに「ご案内」を郵送いたします。郵送が到達しなかった場合でも到達したものとみなします。 ・通知後、一定期間（約2カ月）経過後もお取引がない場合、当該口座より手数料をいただきます。 ・預金残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料としていただきます。 ・本手数料引落後の残高が「0円」となった未利用口座（残高が元々0円の場合を含む）は、自動的に解約させていただきます。

以上